

保険薬局を含む無料低額診療事業の枠組みを早期に設立することを求める意見書

高すぎる国民健康保険料（税）をようやく支払っても、窓口で3割の自己負担が捻出できず、病気の症状があっても受診を手控え、我慢ができなくなってようやく受診した時には、すでに手遅れという悲しい事例が起きています。貧困と格差の広がりから、「お金がなければ医療が受けられない」という事態が、いわゆる「手遅れ死」を招いているのです。

保険料がそもそも払えない無保険の方や、恒常的な生活困窮者への対策が急がれます。

そうした中で、社会福祉法「生活困窮者に対して無料または低額な料金で診療を行う事業」いわゆる、無料低額診療事業は、経済的な困難を抱えた方々にとっての最後の砦としての役割を果たしています。

しかし、医薬分業が国の政策として進められてきた経過の中で、この事業の対象には保険薬局が入っていないため、薬局において自己負担が発生する事態となり、矛盾が生じています。

そのため、住民の生命と健康を守る立場から、保険薬局での自己負担について助成を行う自治体もあります。

これまで大都市民生主管局長会議など、地方団体などからの、国に要望しているところですが、国として、保険薬局を含む無料低額診療事業の枠組みを早期に設立することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月25日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣
総務大臣

} 宛